

能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム(第2回)

議事概要

日時:令和7年6月 27 日(木)16:00~17:30

場所:石川県庁 10 階 1002 会議室

出席者: 別紙参照

議事概要:

○議事に入るにあたって

- ・石川県より、地籍調査を短期集中で実施するにあたり、発注者側である市町において行政職員の確保が困難な状況であるため、土地家屋調査士等の専門人材の活用も視野に入れつつ、国に対して関係職員の派遣を要望したいという旨の発言があった。また、調査を一斉に進めるにあたっては受注者側の体制強化も不可欠であり、測量業者の人員確保が課題となることから、県外業者の斡旋等を含めた支援を国に求めたい旨の発言があった。
- ・石川県より、地権者の負担軽減および境界確定の迅速化を目的として、分筆登記に伴う登録免許税や登記手数料の減免措置を講じてほしいという旨の発言があった。東日本大震災時には同様の措置が講じられた例があることから、能登半島地震においても、建物被災者向け登録免許税の免除制度の適用可能性について確認してほしいという旨の発言があった。
- ・石川県より、土地区画整理事業に係る設計費等の市町負担について、今回のように被害が広範囲かつ甚大な場合には、国による財政的支援を検討してほしいという旨の発言があった。
- ・石川県より、地籍調査実施済みの地域においても、地方税法第 381 条第 7 項の規定に基づき、市町村長の申し出により地図訂正が可能となるよう、制度運用を柔軟にしてほしいという旨の発言があった。
- ・石川県より、上記に限らず、土地の境界確定の加速化および地権者の負担軽減に資する制度的措置について、包括的に検討してほしいという旨の発言があった。
- ・石川県より、被災自治体の現場の実情に応じて、配布資料に示す5つの対応パターンを整理し、複数のパターンを組み合わせる柔軟に適用できるようにしてほしいという旨の発言があった。
- ・石川県より、地籍調査に関する対応パターンとして、パターン 1~3 のいずれかを組み合わせる進めることが現実的なメインシナリオと考えているが、可能であればパターン 4 や 5 も視野に入れた柔軟な対応が望ましいという旨の発言があった。
- ・石川県より、「早く終わる」「安く済む」「手間がかからない」という 3 点を最大化できる制度的な組み合わせを重視しており、特定の制度にこだわらず、複数制度をうまく組み合わせることによって、住民負担や市町負担をいかに軽減できるかが重要であるという認識が示された。また、仮に地籍調査事業から土地区画整理事業への移行が必要となる場合でも、その成果のスムーズな引き継ぎや連携の仕組みを含めて制度設計の議論が必要であるという旨の発言があった。
- ・石川県より、前回の議論を踏まえ、今回の資料をみると、被災自治体と国の考えが符合しつつあると感じており、今回の場を通じて認識の共通点や課題の整理、今後の方向性について議論を深めていきたいという旨の発言があった。

○議事1について

・質疑なし

○議事2について

・石川県より、資料2-2のマンパワー不足への対応例として地籍アドバイザー・専門家の派遣の回数や期間に限度はあるのかという発言があり、国土交通省より1自治体につき限度があるわけではないが、予算の関係で回数に限りは発生してしまう旨の回答をした。

・石川県より、資料2-2について、地籍図作成・閲覧と上物の復旧工事は両立できるのかという旨の発言があり、国土交通省より地籍図作成・閲覧と上物の復旧工事の両立は可能である旨を回答した。

・石川県より、地籍調査を進めるにあたって最も重要になる土地所有者の合意を得るために、本プロジェクトチームにて国および県、市町が議論を進めている姿を住民の皆様にどれだけ見せられるかが重要になるという旨の発言があった。

・石川県より、資料2-5について、モデル地区と銘打ってしまうと、その様子を見ながら他の地区が進んでいくというニュアンスに取られてしまうのではないかという旨の発言があった。これに対して、国土交通省より、ケーススタディ地区として、手続きやスケジュールを明確にし、事業実施に先立って先行的に知見を整理しておくことが目的であり、ケーススタディが他の地区の区画整理の実施と同時並行的に進めるものではない旨の回答をした。

・かほく市より、地籍調査の認証書の添付により登記の手続を行っているが、地籍再調査においても同様の形で登記が可能か確認したいとの発言があり、金沢地方法務局より、地籍再調査の成果について、国土調査法等の法令の規定に基づき、適切に認証がされ、その成果の写しが法務局に送付されれば、法務局において所要の登記を行うことが可能である旨の回答がされた。

・かほく市より、地籍再調査においても通常の地籍調査と同様に、工程管理や検査規程に基づいて承認を行う認識でよいかという発言があり、国土交通省より、再調査においても従来の地籍調査と同様に、工程管理や検査規程細則、承認申請に関わる書類作成要領に基づいて認証・承認を行う運用であるという回答があった。

・かほく市より、市町が地籍再調査の結果を適切と判断し、県による法定検査の内容も踏まえて問題がないとされた場合、市町から県へ認証申請を行うことが可能かという発言があった。これに対し、石川県は地籍再調査においても市町が適正だと判断して申請されることは問題ない、という旨の回答があった。

・専門家より、県が整理した5つのパターンと、国土交通省が提示した3つのスタイルについて、パターン1から3は国交省のスタイル1から3とほぼ同等と考えられ、現行法に照らしてもこの3つのパターンおよびスタイルが妥当であると考えている、という発言があった。

・専門家より、土地家屋調査士を単発ではなく受託者や事業者として継続的に活用し、必要に応じて全国から土地家屋調査士を集約する体制も検討しているので、人的支援の一環として有効に活用してほしいという旨の発言があった。

・専門家より、地震直後の写真はあるものの、現在の状況を把握するためにはUAV等による現況写真の取得が必要であり、住民の気持ちに寄り添ううえでも有効であると考えていること、あわ

せて行政側の負担軽減の観点からも、地籍調査における国土調査法の 10 条 2 項委託の積極的な活用を検討してほしいという旨の発言があった。

- ・石川県より、登記手数料や登録免許税の減免については、東日本大震災時の対応を踏まえ、7 月 1 日に知事が各省および与党政調会長に提出予定の要望書に盛り込む予定であり、これに関連して、現時点で措置済みか、適用可能か、あるいは持ち帰って検討が必要な事項かについて、何らかの情報があれば伺いたいという旨の発言があった。これに対し、法務省より、登記手数料については、登記事項証明書の取得に係る手数料を想定されているのであれば、市町村においては登記情報連携システムを活用することで、手数料を支払うことなく登記情報を閲覧することができる旨の回答があった。登録免許税については、税制改正を要する内容であるため、具体的にどのような対応が可能かについては、関係省庁で協力して考えていきたいという旨の回答があった。
- ・専門家より、登記費用とは、司法書士費用、登録免許税、さらに将来的に発生し得る不動産取得税等を想定しており、登記事項証明書の取得に係る手数料は想定しておらず、実際に負担となる司法書士費用等について何らかの支援を講じてほしいという旨の発言があった

○議事3について

- ・質疑なし

○議事4について

- ・内灘町より、地籍再調査実施済み地域においても、DID 区域で測量結果に大きなズレがある場合には法務局地図作成事業の対象となり得るか、という質問があり、これに対し法務省より、法務局地図作成事業と地籍調査とは、政府方針に基づき、対象の棲み分けがされており、DID 区域かつ地図混乱地域は法務局地図作成事業を行い、それ以外の地域は地籍調査を行うこととされているため、既に地籍調査が行われている地域は原則として法務局地図作成事業の対象とはならない旨の回答があった。
- ・石川県より、地籍調査を実施した地域では地方税法第 381 条の適用が除外されているが、仮にその理由が地図混乱地域であることに由来しないのであれば、同条の適用をぜひ検討してほしいという質問があった。これに対し、法務省より、既に地籍調査が行われ、筆界が登記上明確になっている場合に、地方税法 381 条 7 項を適用することは難しいが、地籍再調査の結果、測量誤差の範囲内であった場合も、登記簿上の取扱い、地方税法 381 条 7 項に基づく申出による場合と同様に、錯誤という形で、元々の面積に誤りがあったとして訂正することになる旨の回答があった。

○その他

- ・石川県より、県が示したパターン 1～3は、国交省・法務省の資料とも概ね符合しており、メインシナリオはこの 3 つに集約されると考えられること、税や手数料への対応、人員体制や合意形成等の課題については関係者間で共有が図られたこと、今後はワーキンググループで実務的に詰めていく方針を確認できたと受け止めていること、地方税法 381 条第 7 項については引き続き議論が必要だが、まずは合意できた点から前に進めていきたいという旨の発言があった。

以上